

# 經濟論叢

第十五卷 第三號

---

- 農林補助金の展開過程……………島 恭 彦 1
- 労働力の価値および価格と労働の  
価格覚書……………岸 本 英 太 郎 24
- 「經濟計画」の方法について(一)……………木 原 正 雄 29
- 綿糸価格変動の計量的分析……………西 川 徹 47
- 社会主義のもとでの重工業優先発展  
政策の理論的根拠について……………長 砂 実 56
- 

昭和三十五年三月

京 都 大 學 經 濟 學 會

## 労働力の価値および価格と労働の価格覚書

——同一労働同一賃金の原則再論と自説の修正——

岸 本 英 太 郎

### 一 同一労働同一賃金の原則と労働力の使用価値

男女の労働力の社会的再生産費が質的に異なるかぎり、少くとも男女の労働力の市場価値は異なる。同一の質量の労働を行いうる男女が同一の労働市場で競争しているかぎり、そこに成立する労働の市場価格を規制する労働力の（市場）価値は、いうまでもなく、当該労働力の支配的な平均的な社会的再生産費であり、この支配的、平均的な社会的再生産費と異なる再生産費は、当該労働力の個別的価値を形成する。男子が支配的な労働部門では、その労働力の市場価格を規制するものは、労働力（男子）の価値（市場価値）であり、この場合、女子の労働力の再生産費は個別的価値となる。逆に女子が支配的な労働部門では、その市場価格を規制するものは、女子の労働力の価値（市場価値）であり、この場合、男子労働力の再生産費は個別的価値となる。勿論男子にしろ女子にしろ、その個々の労働力の再生産費は一般に個別的価値である。ここでは労働力の市場価格を規制するものが、労働力の価値であったり、女子労働力の（市場）価値であったりすることによって、女子や男子の労働力の再生産費が、それぞれ一般

的に個別的価値となることをいっているだけである。したがって、同一の質量の労働を行いうる男女が同一の労働市場で競争している場合、そこに成立する労働の市場価格を規制する価値は、男子と女子のそれぞれ異った二つの労働力の価値ではなく、当該労働部門の支配的・平均的な社会的再生産費としての市場価値である。

この点は熟練労働と半熟練ないし不熟練の労働との間においても同様である。熟練労働(者)が支配的な労働部門では、当該熟練労働力の社会的再生産費としての価値がその市場価格を規制し、その熟練労働が事実上半熟練ないし不熟練の労働者によって漸次行いうるようになって、これらの半熟練ないし不熟練労働力の再生産費は、個別的価値にとどまるのである。この半熟練ないし不熟練労働者が当該労働部門の支配的な労働者となつてはじめて、その半熟練ないし不熟練労働力の社会的再生産費が、その労働力の市場価格を規制する価値(市場価値)となるのである。この点にかんし、筆者は重大な誤認をし(筆者編著「労働問題」八三—八四ページ)、あたかも二つあるいはそれ以上の価値が、労働力の市場価格を規制するかの如く主張した。これは明らかに誤りであり、ここに訂正したい。

ところで、このことは、同一労働同一賃金の原則が、同一労働力の価値 $\parallel$ 同一賃金の原則であることを意味するであろうか。問題は、労働の市場価格を一般的に規制する労働力の価値法則が、ただちに賃金要求の原則になりうるかどうかである。労働の市場価格を規制する労働力の価値は、すでに一言したごとく、当該労働部門の支配的な平均的な労働力の社会的再生産費であり、個別的にはそれぞれ異っている。再生産費の個別的に異なる労働力に、同一の賃金を要求しうるのは、それが同じ、具体的有用労働の同じ分量の労働だからである。同じ労働だから同じ賃金を要求しうるのであって、労働力の価値が同じだから、同じ賃金を要求しうるのではない。また、資本家が、この要求を容れるのは、同じ質量の労働にたいして、他の資本家よりより高い賃金を支払うことを肯んじないという、資

本間の競争条件均等化の要求をもつからである。この同じ質量の労働、すなわち、同じ具体的有用労働の同じ分量の労働という契機（労働力の使用価値の視点）を抜きにしては、同一労働同一賃金の原則の主張は、そのあらゆる根拠を失ってしまうのである。当該労働部門の労働力の支配的平平均的な社会的再生産費としての労働力の市場価値はひとつであつても、同じ質量の労働をなしうる労働者の労働市場には、労働力の社会的再生産費の質的に異なる男女が競争しており、労働力の価値視点からの同一賃金の主張は、資本家階級を理論的にも現実的にも納得させることができず、したがつて、この要求原則の貫徹は到底不可能であるといわねばならないのである。

同一労働同一賃金の原則は、もともと、同じ質量の労働を行う労働者間に賃金格差が存する場合、より低い賃金が高い賃金を引下げる役割を果し、賃金水準の低下をもたらすことを、労働者階級が経験を通じて理解したからであり、同一の質量の労働を根拠に、同一賃金同一賃率を主張することに端を發したものであり、それが同一の質量の労働であるが故に、労働者階級は、その労働と直接に結びついた、その労働をなしうるそれぞれの労働者個人から独立した賃率を確立することができたのである。そしてこの賃率の水準なり高さなりを一般的に規制するものが労働力の価値である。また、この原則が資本家にとつても一面合理性をもつのに、男女同一労働同一賃金の原則の貫徹が異常に困難なのは、男女の労働力の社会的再生産費が質的に異なるからであり、資本は労働力の社会的再生産費がより低い女子労働力にたいし、同じ労働であつても、男子と同一の賃金を支払うことを肯んぜず、さら進んでは、女子だけの職場労働部門をつくつて、賃金を引下げようとするのである（バスの車掌や百貨店の売子など）。

労働力(の価値)——労働市場—労働(力)の市場価格 (需給的契機がはいる) ——労働過程—労働—賃金  
労働の価格 (労働の量的契機がはいる) ——賃金

## 二 労働力の価値および価格と労働の価格

——労働の価格の法則について——

同一労働同一賃金の原則は、労働力の使用価値的契機にもとづく賃金水準低下阻止の要求原則であり、労働力の価格、すなわち労働(力)の市場価格を規制するものが労働力の価値(法則)であることをみたのであるが、ここで、労働力の価値と価格、さらに「労働の価格」などとの相互の関係を示せば上図のとおりである。

まず一定の価値をもった労働力は、労働市場で売買されることによって、その市場価格(労働力の価格)をもつにいたる。この労働(力)の市場価格は、労働力の需給関係を通じて変動する。現在のごとき消費革命の時代でも、労働力の価値は必ずしも一挙には変化しないし、まして労働力の需給関係による労働(力)の市場価格の変化は、労働力の価値を変化させない。したがって、労働力の価値は労働(力)の市場価格を規制はするが、労働(力)の市場価格は、その需給の変動によって、労働力の価値とは無関係にも変動する。勿論、労働力の価値の変化は、当然に、労働力の価格、労働(力)の市場価格を変化させるが、しかし労働(力)の市場価格の変動は、労働力の価値にたいし相対的、独自の性をもつということができるのである。これは労働力の価格法則と称しても必ずしも差支ないであろう。

さて、労働力の価格すなわち労働(力)の市場価格は、労働過程での現実の労働を媒介にして、労働の価格＝賃金に転化する。賃金は労働の行われた後に支払われるのが普通であり、この賃金の大小は、現実に行われた労働の分量の大小によって変化する。労働(力)の市場価格は、通常、ある一定の長さ

の労働時間と労働の強度とを前提にしている。それは当該労働部門の支配的な平均的な労働時間なり労働強度と称してよからう。現実に行われる労働は、これと一致するとは限らない。より強度の強い、より労働時間の長い労働がなされる場合もあれば、その逆の場合もある。それは、当然に、ある一定の労働強度と労働時間を前提とする労働の市場価格よりより多い賃金となり、またより少い賃金となる。したがって、賃金の大小や変動は、労働力の価値の大小や変化、さらに労働（力）の市場価格の変動によって行われるばかりでなく、現実に行われる労働の分量の大小によっても行われるのである。それ故、賃金の変動は、労働力の価値法則や価格法則にたいし相対的な独自性をもっているということができるのである。これは「労働の価格の法則」と称して差支ないであろう。もとより、労働が価格をもつなどということは本質的にありえないことであるが、現実の労働の分量の大小によって直接的に賃金の大小が規定されてくるかぎり、労働力の価値や労働（力）の市場価格によって規制されつつも、これとは相対的な独自性をもつ規定要因として、これを労働の価格の法則と称することは、何等差支ないばかりか、必要であるといわねばならないのである。何となれば、労働の分量の大小によって直接的に規定される労働の価格の法則を抜きにしては、賃金をより具体的に理解することはできないからである。

かくて、賃金を具体的に理解するためには、労働力の価値法則ばかりでなく、需給関係に媒介される労働力の価格法則や、さては、労働の分量の大小によって規定される労働の価格の法則をもつてしなければならぬのである。そして、この労働の価格の法則や労働力の価格法則を根本的に規制する法則が、まさに労働力の価値法則に外ならないのである。